

# ● 育児休業を取るときは (育児・介護休業法第5～9条の2)

## 育児休業制度とは

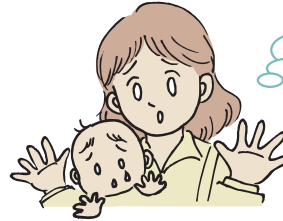
1歳に満たない子を養育する労働者は、男女を問わず、希望する期間子どもを養育するために休業することができます。

## 1歳6か月までの育児休業の延長

子が1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業を延長することができます。

## パパ・ママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合は休業可能期間が延長され、子が1歳2か月に達するまでの間に父母それぞれ1年間まで育児休業を取得できます。(ただし、母の場合は誕生日、産後休業期間と育児休業期間をあわせて1年間)



育児休業後、保育園に預けて復職するつもりだったのに、入れなくて……

## 育児休業を取ることができる人は

正社員だけではなく、契約期間の定めのある労働者であっても、一定の要件を満たしていれば育児休業を取ることができます。

休業取得を申し出た時点において、次の①、②のいずれにも該当する期間雇用者は育児休業を取得することができます。

- ① 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
- ② 子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること(子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかである者を除く)



期間の定めのある社員でも育児休業が取れるって？

## 育児休業を取るための手続き

会社の規定を確認し、育児休業を取得する場合は、遅くとも休業開始1か月前までに会社に育児休業申出書を提出しましょう。

規定がない場合でも、育児・介護休業法によって請求ができます。

1歳から1歳6か月までの育児休業については、休業開始予定日から希望どおり休業するには、その2週間前までに申し出てください。

## 雇用保険による育児休業給付金の支給

1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した等の一定要件を満たした方が対象で、原則として休業開始時の賃金の50%<sup>(※)</sup>が支給されます(最長1年6か月まで)。

※平成26年1月現在の支給割合。最新の支給割合は、ハローワークにお問い合わせください。

詳しくは最寄りのハローワークへ(ホームページ:  
<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>)

## 育児休業中の社会保険料の免除

育児休業中(子が3歳に達するまで)の社会保険料が免除されます。

→詳しくは年金事務所、健康保険組合、厚生年金基金等へ